免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第５号
兵庫県南あわじ市広田広田1223番地
清算株式会社　株式会社ＫＨ鉄工所
代表清算人　福島　隆昭
1　決定年月日　令和７年12月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所洲本支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０５０号
東京都千代田区麹町３丁目３番地　ＫＤＸ麹町ビル４階
清算株式会社　株式会社零
1　決定年月日　令和７年12月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第６号
岐阜県飛騨市古川町沼町650番地の２
清算株式会社　株式会社らくよう工芸
代表清算人　中西　大輔
1　決定年月日　令和７年12月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所高山支部

令和７年（ヒ）第３３号
京都市上京区一条通西洞院東入元真如堂町366番地
清算株式会社　株式会社青松
1　決定年月日　令和７年12月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

令和７年（ヒ）第１００３号
福岡県福津市本木281番地１
清算株式会社　九州たまご株式会社
1　決定年月日　令和７年12月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３号
長野県飯田市松尾新井6433番地１
清算株式会社　株式会社アイティーシー
代表清算人　横前　忠幸
1　決定年月日　令和７年12月11日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
清算株式会社は、協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可確定時に協定債権者から全額免除を受ける。
2　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
第２　協定債権の弁済及び免除
1　免除
協定債権者は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。
2　新たな財産が発見された場合の弁済
⑴　本協定認可決定確定後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除してなお残額が存する場合は、清算株式会社は一般債権者に対し、一般債権者の各残元本額に応じて当該残額を按分弁済する。
⑵　⑴による弁済を行った場合は、１に基づく免除は、新たにされた弁済の限度で⑴に基づく弁済時に遡って効力を失う。
以上
長野地方裁判所飯田支部

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始